

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月4日
【会社名】	リニューアブル・ジャパン株式会社
【英訳名】	Renewable Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞邊 勝仁
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理本部長 池田 栄進
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理本部長 池田 栄進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年3月31日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年3月31日

(2) 当該決議事項の内容

### 第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更するものであります。

事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、定款第2条の事業目的を追加します。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年（令和4年）9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 第2号議案 取締役9名選任の件

眞邊 勝仁、佐野 大祐、牧野 達明、齋藤 靖之、ヤン パン、沼野 由行、安田 義則、池内 敬及び土田 誠行を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	241,112	76	0	（注）1	可決 99.66
第2号議案				（注）2	
眞邊 勝仁	229,995	11,230	0		可決 95.07
佐野 大祐	241,172	53	0		可決 99.69
牧野 達明	241,174	51	0		可決 99.69
齋藤 靖之	241,170	55	0		可決 99.69
ヤン パン	221,859	19,366	0		可決 91.71
沼野 由行	241,172	53	0		可決 99.69
安田 義則	239,237	1,988	0		可決 98.89
池内 敬	221,859	19,366	0		可決 91.71
土田 誠行	226,399	14,826	0		可決 93.58

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上